

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画小野路地区地区計画を次のように決定する。（1998年6月26日町田市告示第94号）

名称		小野路地区地区計画		
位置		町田市小野路町字下堤地内		
面積		約3.4ha		
地区計画の目標		開発行為により公共施設の整備が行なわれた区域について、良好な住環境の形成、保全及び土地の計画的利用を目標とする。		
区域の整備・開発方針及び保全に	土地利用の方針	地区をA地区とB地区に細区分し、それぞれの方針を次のように定める。 <A地区> 低層の戸建住宅を主体として、建築物の用途混在及び敷地の細分化等を制限し、良好な住環境の形成及び保全を図る。 <B地区> 地域のニーズにあった公共施設を整備する。		
	地区施設の整備の方針	開発行為により整備された道路網と公園について、その維持と保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	地区の土地利用の方針に照らし、良好な環境の形成と保全のため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度を定める。また、緑豊かな町並みの形成に努めるものとする。		
地区整備計画	位置	町田市小野路町字下堤地内		
	面積	約3.4ha		
	地区施設の配置及び規模	公園	名称	面積
			1号公園	約1290㎡
			2号公園	約450㎡
			3号公園	約340㎡
	建築物等に関する事項	地区の区分	A地区 約1.2ha	B地区 約2.2ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2. 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。） 3. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの 4. 上記1. 2. 及び3. の建築物に附属するもの	1. 中学校 2. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの 3. 上記1. 及び2. の建築物に附属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	140㎡	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.0m以上でなければならない。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2. 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの 3. 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2m以上でなければならない。
建築物等の高さの最高限度		最高の高さ 9m		
備考				

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」
 理由 良好な住環境の形成と保全及び計画的土地利用を図るため、地区計画を決定する。